平成27年11月４日
京都府人事委員会

平成２７年京都府人事委員会の「職員の給与等に関する報告・勧告」の概要

本年の特徴

公民較差に基づく本年の給与改定

○　月 例 給　民間との給与較差 1,856円（0.47%）を解消
○　ボーナス　4.10月　→　4.20月

給与制度の総合的見直し

○　給料表水準の引下げ及び地域手当等の引上げ
○　平成28年４月から２年間で実施

１　公民較差に基づく本年の給与改定

(1) 民間給与との比較

〈 月 例 給 〉

	民間給与	職員給与	民間給与との較差	
管理職員の給料月額のカット措置がないものとした場合	393,281円	391,425円	1,856円 0.47%	職員給与が民間給与を0.47%下回る
管理職員の給料月額のカット措置後の実支給額		390,888円	2,393円 0.61%	職員給与が民間給与を0.61%下回る

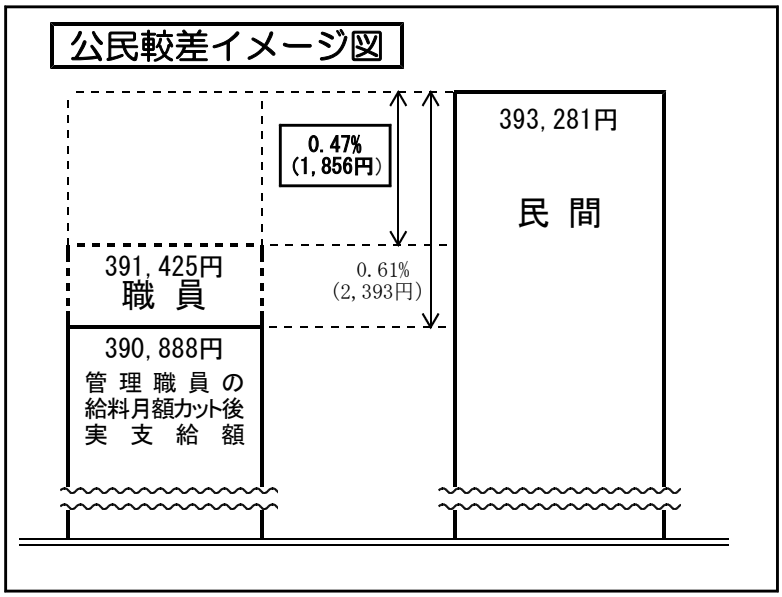

※従来からカット措置がないものとして民間給与との均衡を図ることとして改定

〈 ボーナス 〉

	民 間	職 員
年 間 支 給 月 数	４．２２月	４．１０月

民間の年間支給月数を下回っており、**0.10月分引上げ**
（従来から0.05月単位で改定）

⑵ 給与改定の内容及び実施時期

ア　月例給

項　目	内　　容	改定額
給料表の改定	若年層に重点を置いた給料表の引上げ（平均0.2%）	774円
住居手当の改定	支給限度額を引上げ（27,000円→30,000円）	318円
昇給抑制の１号給回復	給与構造改革により昇給を抑制した１号給を回復	656円
はね返り分	給料の改定に伴う地域手当などの諸手当の増加分	106円
計		1,854円

実施時期：平成27年４月に遡及して実施

イ　期末・勤勉手当（ボーナス）

民間の支給割合に見合うよう0.10月分引き上げ、勤務実績に応じた給与を推進するため勤勉手当に配分し、平成27年６月に遡及して実施

（一般の職員の場合の支給月数）

		６月期	１２月期	合　計
期末手当		1.225月	1.375月	2.60月
	現行	同上	同上	同上
勤勉手当		**0.80月**	**0.80月**	**1.60月**
	現行	0.75月	0.75月	1.50月
合　計		**2.025月**	**2.175月**	**4.20月**
	現行	1.975月	2.125月	4.10月

ウ　その他の改定

医師等に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を踏まえ、人事院勧告に準じて改定。平成27年4月に遡及して実施

⑶ 府職員（行政職）の平均給与額（平均年齢 ４３.９歳）

	改定前	改定後	差　額
月例給与	390,888円	392,741円	1,853円
年間給与	6,354千円	6,424千円	70千円

※管理職員の給料月額カット措置後の実支給額を基に算出しているため、上記1(2)アの月例給の改定額とは一致しない

２　給与制度の総合的見直し

昨年人事院が勧告した給与制度の総合的見直しについて、これまでから給与制度は国家公務員の給与制度に準じることを基本としてきたこと、世代間の給与配分の見直しは国と共通の課題であること、大半の都道府県で給与制度の総合的見直しが勧告・実施されていること等から、本府においても取り組むことが適当

⑴ 給料表の見直し

ア　行政職給料表

給料表の水準を平均１％、最大で３％程度引下げ。国の給与制度の総合的見直しで行われた号俸の増設を踏まえ、５級及び６級に４号給増設

イ　行政職給料表以外の給料表

行政職給料表との均衡を考慮して改定。医療職給料表(1)は改定なし

⑵ 地域手当の見直し

最新の賃金構造基本統計調査の結果等を踏まえ、国基準に基づく平均支給割合を超えない範囲内で引き上げ、級地区分を１区分増設

現　　行			見直し後		
区 分	支　給　地　域	支給割合	区 分	支　給　地　域	支給割合
1級地	東京都の特別区	100分の17	1級地	同左	100分の17.4
2級地	京都市	100分の9	2級地	同左	100分の9.4
3級地	宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町	100分の5	3級地	同左	100分の5.4
4級地	上記以外の府の地域	100分の2.8	4級地	木津川市、綴喜郡井手町、宇治田原町、相楽郡笠置町、和束町、精華町、南山城村	100分の4.4
			5級地	上記以外の府の地域	100分の3.2

（※平成29年３月31日までは現行どおり）

⑶ その他の手当の見直し（国に準じて改定）

ア　単身赴任手当

○　基礎額の引上げ　　23,000円→30,000円
○　加算額の限度の引上げ　　45,000円→70,000円

イ　管理職員特別勤務手当

管理職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要により、やむを得ず平日深夜（午前０時から午前５時までの間）に勤務した場合、勤務１回につき6,000円を超えない範囲内の額を支給

⑷ 昇格制度の見直し

給与制度の総合的見直しによる給料表の改定に合わせ、昇格時号給対応表を見直し

⑸ 実施時期等

○　平成28年４月１日に実施
○　地域手当の支給割合は段階的に引上げ
○　激変緩和のための経過措置（２年間の現給保障）

給与以外の勤務条件等に関する報告の主な項目

１　職員の勤務条件

⑴ 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮に向けて、これまでの取組の成果を検証するとともに、応援・協力体制の整備等、業務に応じた適切な執行体制の構築を更に進めることが必要

⑵ 健康の保持増進

メンタルヘルス不調の未然防止、早期対応・再発防止をはじめ健康障害の防止に努め、働きやすい職場づくりに取り組むことが重要

⑶ 仕事と育児･介護等の両立

両立支援に対する意識改革、制度の周知徹底等に取り組むとともに、職場全体としてのサポート体制を構築し、制度を利用しやすい職場づくりを推進することが必要

⑷ 非常勤職員の勤務条件

勤務条件について引き続き検証し、適切な処遇の確保に努めていくことが必要

２　人事管理

⑴ 人材の確保・育成等

○　複雑・困難な課題に迅速・的確に対応できる、チャレンジ精神や柔軟な発想を持った優秀かつ多様な人材の確保と効果的な人材育成に取り組むことが必要

○　女性職員のキャリア形成支援等、計画的な育成と積極的な登用を進めるとともに、職業と家庭との両立に向けた環境を整備し、その活躍を推進することが必要

⑵ 高齢期の雇用問題

高齢層職員が専門的な知識や技術、業務経験等を活かし、一層高い意欲を持って能力を発揮することができるような取組が必要

〈その他〉

人事院によるフレックスタイム制の拡充に係る勧告の趣旨や職員の勤務実態を踏まえ、勤務時間の在り方について研究していくことが必要

参　考

モデル給与例（行政職）　（※本年の公民較差に基づく給与改定後）

職務段階	年齢（級）	扶養親族	月例給			年間給与		
			勧告前	勧告後	差	勧告前	勧告後	差
係　員	２５歳（１級）	なし	円 210,588	円 214,839	円 4,251	千円 3,390	千円 3,480	千円 90
	３０歳（２級）	配偶者	265,306	267,377	2,071	4,250	4,309	59
主　任	３５歳（３級）	配偶者 子１人	326,019	328,199	2,180	5,279	5,347	68
主　査	４０歳（４級）	配偶者 子２人	395,452	397,632	2,180	6,475	6,551	76
副課長	４５歳（４級）	配偶者 子２人	434,801	435,673	872	7,124	7,184	60
課長級	５３歳（６級）	配偶者 子２人	560,211	561,075	864	8,931	8,998	67
副部長級	５６歳（８級）	配偶者 子１人	659,608	660,580	972	10,866	10,955	89
部長級	５７歳（９級）	配偶者	717,164	718,892	1,728	11,792	11,901	109

（注）・大卒（上級）採用者を例に、給料（管理職員1％カット）、扶養手当、地域手当（9％）、管理職手当を基礎に算出
・年齢は年度末年齢

過去の人事委員会勧告の状況

	月例給与		期末・勤勉手当		備考
	公民較差	改定	支給月数	対前年増減	
平成10年	0.74%	給料表引上げ 扶養手当、単身赴任手当引上げ	5.25月	—	高齢層職員の昇給制度改正
平成11年	0.26%	給料表引上げ	4.95月	▲0.30月	＜年間給与で初の減少＞ 管理職手当カット措置
平成12年	0.10%	扶養手当引上げ	4.75月	▲0.20月	全職員昇給延伸措置
平成13年	0.03%	一時金による精算	4.70月	▲0.05月	
平成14年	▲ 1.97%	給料表引下げ 扶養手当改定	4.65月	▲0.05月	
平成15年	▲ 1.08%	給料表引下げ 扶養手当引下げ	4.40月	▲0.25月	全職員給与カット措置
平成16年	▲ 0.01%	—	4.40月	—	・寒冷地手当廃止（17年度～）
平成17年	▲ 0.37%	給料表引下げ 扶養手当引下げ	4.45月	0.05月	○給与構造改革（18年度～） ・給料 ▲5.8%（現給保障あり） ・地域手当 ▲1.2%
平成18年	▲ 0.01%	—	4.45月	—	・管理職手当の定額化（19年度～）
平成19年	0.13%	給料表引上げ 扶養手当引上げ	4.50月	0.05月	管理職員給与カット措置（～H25.6）
平成20年	0.02%	—	4.50月	—	・通勤手当（自動車等）の引下げ ・医師給与の引上げ（21年度～）
平成21年	▲ 0.26%	給料表引下げ 住居手当引下げ	4.15月	▲0.35月	
平成22年	▲ 0.12%	給料表引下げ	3.95月	▲0.20月	・地域手当引下げ ▲0.8%
平成23年	▲ 0.19%	持家住居手当廃止 等	3.95月	—	
平成24年	▲ 0.10%	給料表改定	3.95月	—	
平成25年	0.01%	—	3.95月	—	全職員給与カット措置（H25.7～H26.3）
平成26年	0.24%	給料表引上げ	4.10月	0.15月	管理職員給与カット措置（H26.4～） ・通勤手当（加算額）引上げ（26年度～）
平成27年	0.47%	給料表引上げ 住居手当引上げ 等	4.20月	0.10月	○給与制度の総合的見直し（28年度～） ・給料表▲１％（現給保障２年間） ・地域手当の級地区分増設及び支給割合引上げ ・単身赴任手当等引上げ